

事 務 連 絡
平成 22 年 9 月 28 日

千葉労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐(医療福祉担当)

労災診療費事務処理検討WGにおける検討の実施について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業を平成 23 年度中に廃止し、国に移管する方針に基づき、当課において事務処理検討WGを別紙のとおり設置し、検討を行うこととしましたので、貴局の医療担当者に出席していただきますよう特段のご配慮をお願いします。

なお、日程等詳細については、当課医事係より別途連絡しますので、調整の上対応願います。

事 務 連 絡
平成22年9月28日

東京労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐(医療福祉担当)

労災診療費事務処理検討WGにおける検討の実施について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業を平成23年度中に廃止し、国に移管する方針に基づき、当課において事務処理検討WGを別紙のとおり設置し、検討を行うこととしましたので、貴局の医療担当者に出席していただきますよう特段のご配慮をお願いします。

なお、日程等詳細については、当課医事係より別途連絡しますので、調整の上対応願います。

事 務 連 絡
平成 22 年 9 月 28 日

神奈川労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐(医療福祉担当)

労災診療費事務処理検討WGにおける検討の実施について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業を平成 23 年度中に廃止し、国に移管する方針に基づき、当課において事務処理検討WGを別紙のとおり設置し、検討を行うこととしましたので、貴局の医療担当者に出席していただきますよう特段のご配慮をお願いします。

なお、日程等詳細については、当課医事係より別途連絡しますので、調整の上対応願います。

事 務 連 絡

平成 22 年 9 月 28 日

大阪労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐(医療福祉担当)

労災診療費事務処理検討WGにおける検討の実施について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業を平成 23 年度中に廃止し、国に移管する方針に基づき、当課において事務処理検討WGを別紙のとおり設置し、検討を行うこととしましたので、貴局の医療担当者に出席していただきますよう特段のご配慮をお願いします。

なお、日程等詳細については、当課医事係より別途連絡しますので、調整の上対応願います。

労災診療費事務処理検討WGの設置について

1 目的

平成 23 年度中に労災診療費審査体制等充実強化対策事業を廃止し、国へ事業を戻すことから、国における新たな診療費審査の事務処理を検討するものである。

なお、事務処理を一元化することにより発生する各種の効果を可能な限り盛り込むとともに、国の体制が未確定であることから、想定する複数の体制での事務処理を検討する。

また、労災診療費被災労働者援護事業補助事業に関して、労働局が対応する事務処理について検討を行う。

2 設置期間

平成 22 年 10 月 4 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

3 メンバー

補償課：業 務 班 中央労災医療監察官

医療福祉班 全班員

労働局：千葉局、東京局、神奈川局及び大阪局の医療担当職員各 1 名（各局の推薦者）

4 事務局 医療福祉班医事係

5 検討事項

（1）診療費審査の事務処理

ア 基本的な事務処理の流れ

イ 想定される複数の体制（体制の規模、分庁舎、審査委員会開催場所等）

ウ 業務単位の問題点の整理

エ 各体制の審査のあり方と効率化を踏まえた具体的な手法の検討

オ 費用払いを含めた事務の簡素化

（2）援護事業に関する事務処理

ア 情報提供の法的問題点の整理

イ 貸付データの提供の手法・手順

ウ 修正データの提供の手法・手順

エ 支払データの提供の手法・手順

オ 事業者からの照会に係る対応

6 WGの打合せ

（1）10 月中は定例として毎週月曜日の午後に開催する。

ただし、労働局の担当者はメール等の報告にて出席に換えることができる。また、各局の局審査期間及び診療費審査委員会開催日と重なる場合には、予め日程の調整を行う。

（2）（1）を除き事務局が必要とする場合に、随時開催する。